

輸入はイカ、サンマ想定

不法流 通防止 法運用で指定基準案

不法な漁獲物の流通を
防ぐ特定水産動植物等の
国内流通の適正化等に関
する法律（水産流通適正
化法）の制度運用などに
ついて話し合う「水産流
通適正化制度検討会議
（第3回）」が6月29日、
東京都内であった。水産
庁は特定第二種水産動植
物の指定基準の考え方に
ついて、①外国漁船によ
って違法・無報告・無規
制（IUU）漁業が行われ
るおそれが大きい②資
源状況が悪いまたは単価

が高い③日本に一定量の
輸入がなされているまた
は輸入が急増している④
法執行体制その他の法施
行準備の観点から対応可
能の4点を挙げた。
委員からは賛同意見の
他、「国内漁業者が（違
法操業など）大きな影響
を受ける魚種も基準に含
めてはこの意見が出た。
水産庁は同法では外国船
による違法採捕のおそれ
が大きいことを要件とし
ていることから、国内漁
業者の影響を要件に含め
るのは難しいと感じた。
同法に基づき指定され
た特定第一種水産動植物
は国産品輸入品それぞれ
について、不法漁獲され
やすい魚種を指定し、取
扱業者に対して生産の合
法性を証明する情報の伝
達・記録を求める。一方
で、第二種は外国漁船に
より違法に漁獲されるお
それの大きい輸入水産物
が対象で、現時点ではイ
カとサンマを想定してい
る。国内の輸入業者は、
適法に漁獲したことを示
す証明書（外国の政府機
関などが発行）を海外の
輸出事業者から受け取る
必要がある。
会議では4点の基準に
ついて、具体的に①IUU
漁業の実態が報告され
ている②世界の平均漁獲
量が10年前と比較して2
割以上減少または1キ当
たりの単価が漁業産出額
統計の対象魚種のうち上
位3分の1に入る魚種③
輸入額が10億円以上また
は過去3年間の平均輸入

額が2割以上増加④政府
関係者や輸入事業者の体
制を考慮（他の法でIUU
漁業抑止を目的とした
輸入規制がある場合は除
外）とすることを提案。
水産庁が魚種ごとに①②
④の基準に当てはめたと
ころ、サンマやイカの他、
マイワシやアワビ、ナマ
コ、シラスウナギが該当
するとした。

加工品の 原材料も

特定第二種水産動植物
を原材料とする加工品
の指定基準についても
案を示し、①原材料とし
て第二種を5割以上含む
加工品②一般的に価値が
低く、市場での流通量が
限定的な殻や煮汁の他、
副産物を使用して製造し
たものではないもの③法

執行体制その他の法執行
準備の観点から対応可能
の3点を挙げた。対象
となる加工品のイメージ
として干イカ、サンマの
缶詰、魚粉、すり身を示
し、イカカレーやイカス
ミソースは対象外とし
た。また、省令で指定す
る際には、加工品を個別
に指定することを提案し
た。

その他、委員からは
「いきなりたくさん魚
種を指定すると運用が遅
れる可能性があるのでは
少ない魚種から始めては
どうか」などの意見が出
た。

同会議は現時点では計
4回予定しており、次回
は7月もしくは8月に開
く。検討結果を反映した
政省令を12月に公布する
予定だ。

